

開示の実施について（事務連絡）

最高裁判所事務総局秘書課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

次の文書番号の情報についての開示通知書記1記載の各文書

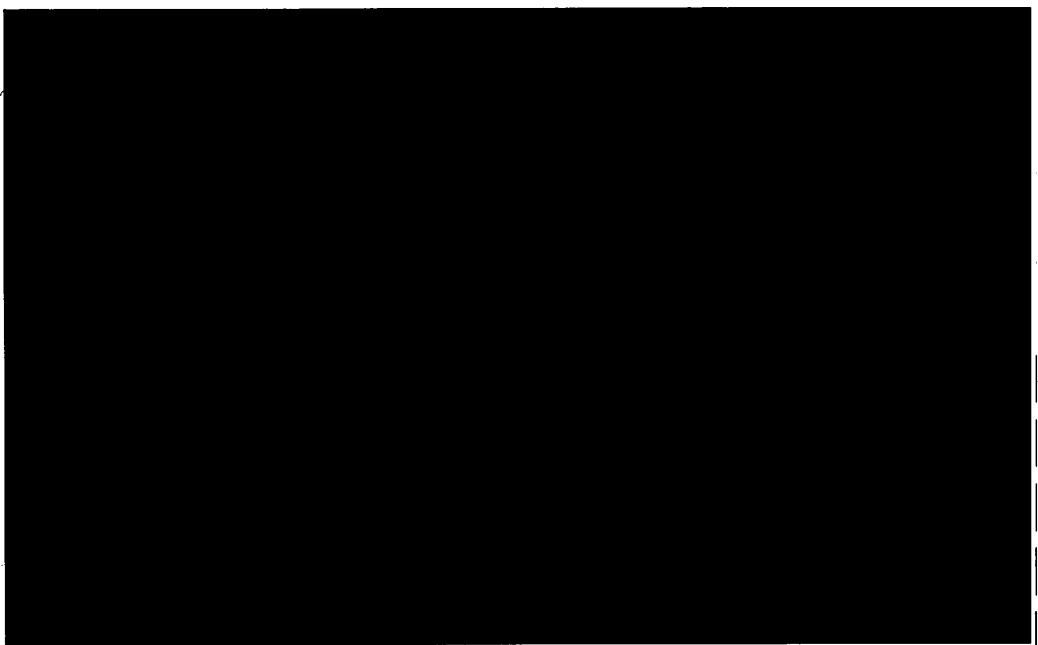
最高裁秘書第3066号

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)



# 「情報セキュリティポリシー」ユーザーズガイド





【機密性 2】

最高裁デ審第10号

令和7年1月31日

高等裁判所長官殿  
地方裁判所長官殿  
家庭裁判所長官殿  
最高裁判所首席調査官殿  
最高裁判所大法廷首席書記官殿  
最高裁判所事務総局局課長官殿  
最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官殿  
最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官殿  
司法研修所長官殿  
裁判所職員総合研修所長官殿  
最高裁判所図書館長官殿

最高裁判所事務総局デジタル審議官

情報セキュリティに関する対策基準について（通達）

平成19年3月16日付け最高裁情政第000156号事務総長通達「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」（以下「総長通達」という。）記第5の定めに基づき、情報セキュリティに関する対策基準を別紙のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

付 記

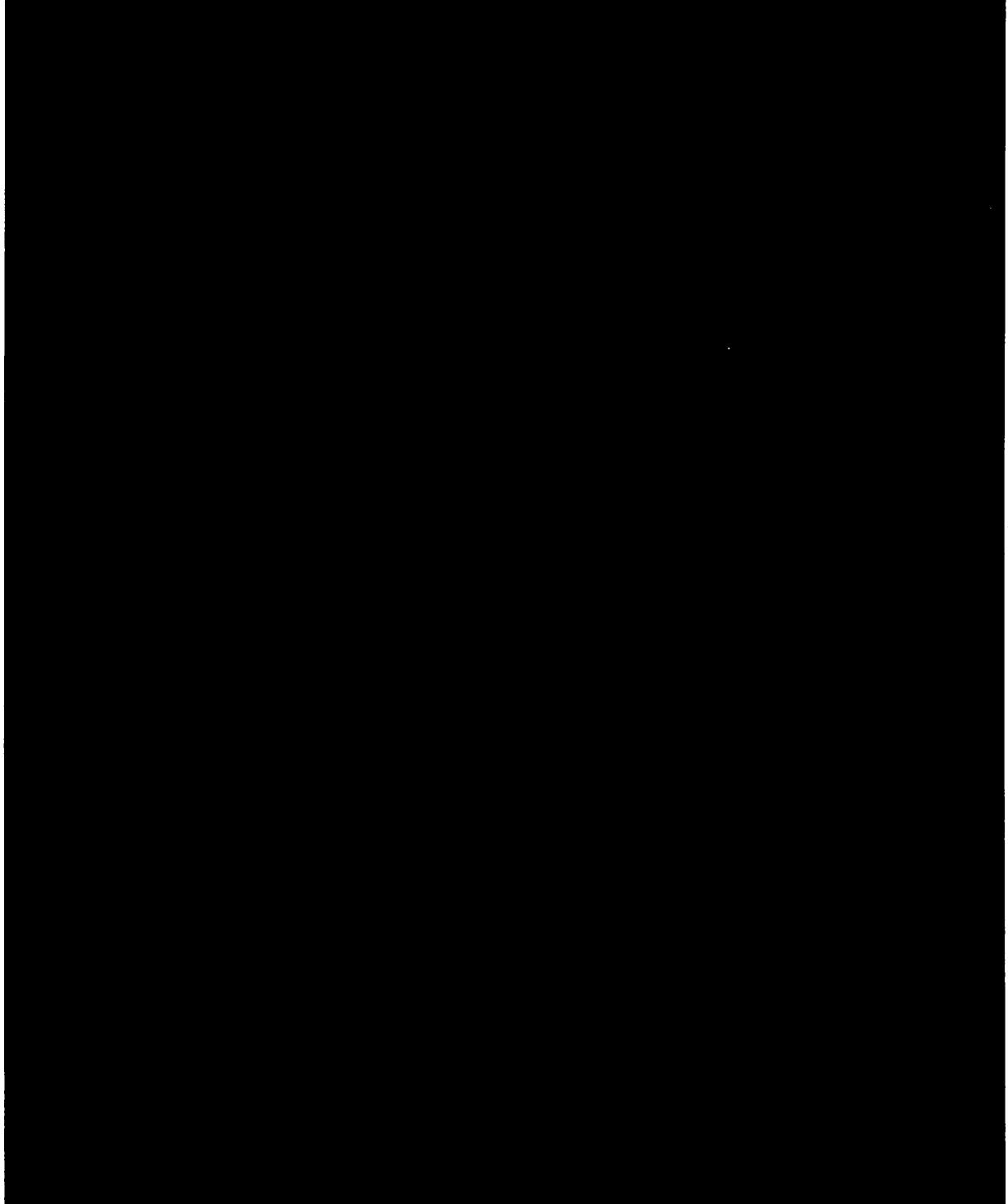
1 実施

この通達は、令和7年7月1日から実施する。

【機密性 2】

## 2 通達の廃止

令和 6 年 4 月 1 日付け最高裁デ審第 1 号デジタル審議官通達「情報セキュリティに関する対策基準について」（以下「旧対策基準」という。）は、令和 7 年 6 月 30 日限り、廃止する。



(別紙)

【機密性 2】

## 情報セキュリティに関する対策基準



【機密性2】

最高裁デ審第11号

令和7年1月31日

高等裁判所長官殿  
地方裁判所長殿  
家庭裁判所長殿  
最高裁判所首席調査官殿  
最高裁判所大法廷首席書記官殿  
最高裁判所事務総局局課長殿  
最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官殿  
司法研修所長殿  
裁判所職員総合研修所長殿  
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局デジタル審議官

最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官

情報セキュリティに関する対策基準の運用について（通知）

平成19年3月16日付け最高裁情政第000156号事務総長通達「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」記第5の定め及び令和7年1月31日付け最高裁デ審第10号デジタル審議官通達「情報セキュリティに関する対策基準について」の定めに基づき、同通達の運用について、別紙のとおり定めましたので、令和7年7月1日からはこれによってください。

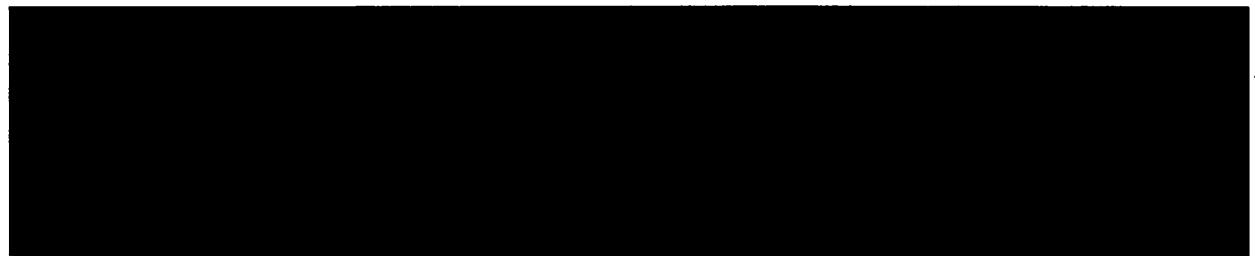
なお、令和6年4月1日付け最高裁デ審第2号デジタル審議官通知「情報セキュリティに関する対策基準の運用について」は、令和7年6月30日限り、廃止します。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から周知してください。

(別紙)

【機密性 2】

## 情報セキュリティに関する対策基準の運用通知



機密性2

情報セキュリティポリシー関係

# 担当者向け執務資料

令和7年6月

最高裁デジタル総合政策室セキュリティ・基盤グループ



